第12号

2004.12.20



ロらの手で懸案を解決する

会員ならびに御家族の皆

啄、明けましておめでとう 昨年は、「歯科技工士が

族の皆様の多大な御協力を 得て、国政へ挑戦した画期 様をはじめ、御協力賜りま 的な年でございました。改 めまして会員・御家族の皆 論し、医療制度の改正を行 で初めて参議院議員候補者 見地から、日本歯科技工 会の実現につながる」との の目的達成と、「チーム医 **建盟半世紀に及ぶ歴史の** 万環境整備が豊かな高齢社 療を支える医療技術者の ノ」との連盟創設初期から 国政の場で堂々と議 ります。

なものとなってしまいまし なり今後の活動の中で必ず たが、決して負け惜しみで ところであり、非常に残念 結果は私の不徳のいたす ムを編成し、

野

日本歯科技工士連

日本歯科技工士連

平成16 年10 月20 日 (水)

島

東京都新宿区市谷左内町21-5

正

美

盟

日本歯科技工士連盟 숲 長 中西茂昭

発行人

発行日

集

物語っております。 一の力強い決議は、それだけ が大きいものであることを 様から出された「次期も組 の声を代表する評議員の皆 に歯科技工士の抱える懸案 織代表を擁立すべし!」と は、次期参議院議員選挙に が決定いたしました。会員 も組織代表を擁立すること 年度第一回連盟評議員会で と信じております。 や活かされる時がくるもの 過般開催された平成十六

け、今後の活動展開が少し された任期の中で精一杯、 盟の会長として、この決議 求めていきたいと考えてお でも容易になるよう理解を 行政や政治の場に訴え続 に現れた皆様の思いを、残 私は、日本歯科技工士連 おります。

育の分野であり、国立学校 |となります。一つは養成教 た懸案二点が成就される年 法人広島大学に四年制の れることでございます。 学部口腔保健学科が設置さ 工士連盟が求めて参りまし さて、本年は日本歯科技

会長が出

席、

お、今期で引退

0)

平尾連盟副

ルしていた。な 績を強くアピー

地元在住 が開催さ

自

民党本部役

を表明している

梶原知事も招待

や岐阜県出

組織代表擁立に理解求める

経文化パーテ

岐阜県連政 いて、自民

| 馨氏を特別来賓として招待

外務省経済協力局長の古田 県連は推薦を決めていた前 投票の知事選挙を控え、同

産業会館に

岐阜市

また、来年一月二十三日

1

僚が古田氏の実

した全ての方々に厚く御礼

流れを大いに歓迎するとと においては、各々の教育機 関が特色のあるカリ たしましては、このような 日本歯科技工士連盟とい 自民党岐阜県連政経文化パーテ

を出

台風被害への

興支援への

0)

へ議日院

連盟が 選挙

地場産業の支援

や中小企業対策、

川昭一経産相が、

▼野田聖子議員と握手を交す平尾副会長

講演では、中

身

の国

[会議員

された。

に三年後の参

場に申し入れを行いたいと してくべきだと考えてお 存じます。 今後も積極的に政治の

| 給につながらず、国民の皆 この点を踏まえたものであ 管理、点検検査等をしっか 御理解を賜りたいと考えて 適合させていただかなくて となります。今回の改正は 様に不利益をもたらすこと 良質な歯科補綴物の安定供 り押さえておきませんと、 作成管理、品質管理、工程 設備の基準化に留まらず、 とは存じますが、是非とも り、会員の皆様には基準に はならない面も出て参るか とでございます。単に構造 いて省令改正が行われるこ 科補綴物等の管理制度につ

一つ目は歯科技工所・歯 れる一方、未だ歯科技工士 国家試験においては統一試 験がなされておりません。

の費用をかけ配置するばか 言えず、この問題につきま 都道府県格差が生じる現象 りでなく、合否に関しても 道府県毎に試験委員を一定 国家試験でありながら、都 しても積極的に解決に向け 常な状態であるとは決して が二十年以上続くことが正 存じます。

技術の競争には繋がりにく 進めたいと存じます。 ございます。統制経済の支 を改めて強く感じた次第で て全国を回り、その必要性 自ら参議院議員候補者とし 題の解決につきましては、 配する中での競争は、質や い側面がございます。健康 喫緊の課題である経済問

このような懸案が成就さ | 保険診療下において国民の |この社会制度確立に向け引 き続き努力して行きたいと た社会的使命遂行のため、 せて行かなければなりませ も視野に入れた支払制度を 表に点数明示し、直接請求 技工料も歯科診療報酬点数 を提供するためには、歯科 ん。歯科技工士に与えられ 確立し、技術競争に移行さ 皆様により良い歯科補綴物

げ新年の御挨拶といたしま 年となることを祈念申し上 年が皆様にとって最高の一 て参りたいと存じます。 状持てる力を存分に発揮 綴物を提供できるよう、 も、私共歯科技工士は、 民の皆様により良い歯科補 いずれにいたしまして 本 現 玉

しており、党本部役員や閣 | めていた。 謝野馨政務調査会長が三位 県が真の保守王国であるこ 安倍晋三幹事長代理が岐阜 とにそれぞれ触れた後、 体改革について理解を求 与 である。 てきたと考えているよう

とするが、極東における の中枢に据えるとき、避 安全保障の問題がクロー ち続けていくことを理想 る条文は、概念として持 び交戦権の否認」にあた この「戦争の放棄、戦力及 はやはり九条であろう。 真っ先に思い浮かべるの けて通れないものとして 日米安全保障条約を拠り ズアップされるにつれ、 さて、憲法改正を議論

するものと考える。

次に天皇制

国の自衛権の脆さ、危うさ ろにより、これを継承す

所に専守防衛に

に徹する我が

「皇室典範の定めるとこ

和を尊び、

命を慈しむ我

そして皇室典範には、

る」こととなっている。

男系の男子が、これを継

「皇位は、皇統に属する

承する」とある。

を考察してみたい。 が、現憲法のどこを改正 正に賛成している訳だ る。最近の世論調査でも 作成する予定であるし、 明年、改正憲法の草案を 深まりつつある。自民党 国民の八割程度が憲法改 方を示したいとしてい までに新たな憲法のあり 民主党も現行憲法制定六 は結党五十周年にあたる しなければならないのか 現日本国憲法は、「主 年にあたる2006年 今、自民党や民主党で るが、派遣要員が自己や同 や人道支援活動を行うこと 界の人々の生命や人権を守 ができる環境になりつつあ 自衛隊も海外 る。最近にな ければならな ば貫くほど重く受け止めな ことは国連中 ることが国際社会の一員と を守ると共に、 において国民 重要なことであるが、一方 論の基本に据え置くことは が国古来の伝統・文化を議 は再考するべきと考える。 して求められて

ている。この

すい形で表すこととあ

な事物によって理解しや 念・事物などを、具体的

る。これではどのような

の生命と財産

象徴とは辞書によれ 抽象的な思想・観

積極的に世

心主義を貫け

いことであ

位置づけなのか分かりず

らい。自民党新憲法草案

大綱の素案は天皇を「元

として、今後も維持して なり、新しい概念や権利 ない条文が目立つように 化する中、時代にそぐわ わが国の経済水準や社会 正に賛成する多くの国民 いかなければならない。 原則は、人類普遍のもの し、定着した。これらの 平和と反映に大きく貢献 げ、国際情勢も著しく変 環境が大きく変貌を遂 に対応しにくい部分が出 それでもなお、憲法改 憲法制定当時と比べ、

的矛盾も存在する。 とることに極端に嫌悪感を ためには使えないという法 所で活動する外国軍隊や国 同じ任務のたる 自衛隊が軍事的な行動を

もごく少数ではないかと

抱く人も少なくないが、我 とが即海外諸国への脅威に 定着している現在、そのこ 抑止力となり、 ら、この条文は見直しに値 団的自衛権確 は繋がらない が国の場合、過去の大戦が 。自衛隊の国際貢献と集 立の見地か のではない 文民統制が 思われる。

どのような国にしていく 民が声を発し、日本国を ろ、主権者である我々国 なっているようである。 護憲にしろ、改憲にし

を探 当性

尊重」「平和主義」を三 権在民」「基本的人権の

は認められて 僚を守る目的

いるものの、 での武器使用

論は別として、

非常に分

かりやすいとはいえる。

のPKO活動 ってようやく

その意味するところは国 首」と位置づけており、

際法上、外部に対して一

機関や君主のことであ 国を代表する資格を持つ

る。この位置づけの是非

原則として、戦後日本の

憲法改正論議の 3

際機関の要員の生命を守る れを改正の好機として捉 めに離れた場 えることに些かも疑念を 挟まないし、また挟む方 てきたのであろうが、こ いのでそのような論がで ぎが未だおいでにならな 例をとるまでもなく、皇 ま、皇太子殿下にお世継 ンセンスである。たまた 位継承が男子に限られて いるというのは極めてナ また、イギリス皇室の

責務などの制定が論点と すること。また、国民の新 ること。陪審員制度に関 ほか国会の二院制に関す 党の素案でいえば、その 見えていないので、自民 たな義務としての国防の 民主党の草案の素案が

は、「日本国の象徴であり るが、現憲法において天皇 の象徴」であ についてであ のかを真剣に考える時

日本国民統合の

皇位継承に関しては

来ている。

▶自民党に提出された要望書

E

井伸行副理事長が出席、別合同会議」が開催され、大

別 杉 本

0)

ような姿勢では、

行政側も政治家側もそ

の予算要望を行った。

真に安全で安定した国民

0) ŋ,

就労環境を整備すること

部会・

厚生関係団体協議会

ていただいたことは数少な行って参ったが、受け入れ

は法令、 フ、

養成制

度、

報酬

コ・ •

デンタ

度等多くの問題を抱えてお

0)

ような医療技術者

主会館九〇

時よ

り、 一号室にお

「厚生労働

策要望を過去に幾度となく

去る十一

月十日、

自由民

要望の・

-西会長

は、 政

療を提供

すること

はでき

か

厳

いて

0)

ような予算要望、 中で中

ねる。

コ

メ

デ イ 力

ル スタッ

スタ

平成 16年11月10日

由民主党 政務調査会厚生労働部会 部会長 田村憲 組織本部厚生関係団体委員会 後藤田 正 純

社団法人 日本歯科技工士室 日本歯科技工士連盟 会長 中西英語

要 望 書

要望の主旨

1. 社会保険診療においてかねて算定されている製作等に要する費用部分を「委託歯科技工程酬」として歯科診療報酬点数表に点数として明示し、かつ、これが安定してその製作等担当者に届く社会制度を構築していただきたい。

2. これまで、厚生労働省「歯科技工士の要成の在り方等に関する検討会」など、多岐に亘る意見書等が、歯科技工士の要成の在り方等に関する検討会」など、多岐に亘る意見書等が、歯科技工士の要成の在り方等に関する検討会」など、多岐に重る意見書等が、歯科技工士の要成の在り方等に関する検討会」できた。これを改め必要な予算措置を指し、改善をお願いしたい。

3. 厚生労働省「歯科技工所の管理制度に関する検討会」報告書にある指針等が普及し、適守されるためには、その手順書・記録簿等が、汎用でき、容易に検証できる書式(電磁的保存方式会む)として示されるべきである。かかる検討とモデル作成に要する予算措置をお願いしたい。

要望の理由

・国民皆保険の下の保険歯科医療においてかねて算定されている歯科補綴物等の製作 等に要する費用部分は、医療機関にその対価として常に支払われているが、これが委

等に要する質用部がは、医療機関にその対価として常じ支払われているが、これが委託された場合には、消費者選択が機能しないままに著しく減額され、その対価となっていない。このことによる国民の不利益を改善額いたい。本問題への昭和68年に示された施策(当事者間の話し合いによる円滑実施)は、歳料経済では機能せず、良質な歯科医療の安定的確保に資することにはならずに、問題は更に悪化した。 「委託歯科技工」への報酬が恣意的に減額されず、また減額を商喧伝できない制度を構築し、技術競争による選択を促せば、良質な国民歯科医療確保へと事態は改善できる。

依って社会保険診療にかかる「委託歯科技工報酬」を歯科診療報酬点数表に点数と して明示し、かつ、これが安定してその担当者に届く社会制度を構築していただきた

2. 歯科医療を支える歯科技工士の適正確保と資質向上に資するための検討は、国家子算によって繰り返されてきた。平成13年にも厚生労働省「歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会」の意見書が取り纏められ、①教育の質的向上、②需給の観点で応等が謳われた。これらはながく懸葉として改善策を含め示されてきたものであるが、一点、(1学校定員の5名減)を除き、不作為とも言い得る故置が現在まで続いている。特に、「全国統一の免許試験」の実施を選漕させる正当な理由がないままに、国家試験である歯科技工士試験を、法文の附則に「当分の間」として二十年に互り継続させ、大臣免許が果結該等、県毎ハードルで交付されている様は異様である。この放置については、かねて行政監督庁も疑問を呈しているところである。これらの問題を改善するために、①修業年限の延長のための施設強化費の予算付け、加えて②統一試験への移行のための統一試験モデル地区試行予算をお願いしたい。

: 歯科補綴物等の質の確保と安全ならびに検証性確保などを図るため、厚生労働省「歯科技工所の管理制度に関する検討会」が設置され、平成16年末には報告書が纏められ、明年には関連部分の省合改正が予定されている。同報告書では、その指針に開設者・管理者責務を強く謳いつつ、歯科補綴物等の作成管理等に関する記録簿・手順書等の具備(保存期間明記)が要件とされている。例えば HACOP がそうであるように、これらを普及「適守させ、検証性を担保するためには、その手順書・記録簿等が、汎用でき、容易に検索できる書式(電磁的保存方式含む)として示されることが有効である。

式含む)として示されることが有効である。 る検討とモデル作成に要する、①研究委託費、もしくは②検討会等の予算措置

> 度立法府にある皆様が真剣 真に豊かな高齢社会を築き 療を提供できる礎となり、 強く要望した。 に考えていただきたい」 げて いくことを、 もう一

関係団体委員長からは、 これに対し後藤田 いご意見を いただ 正純 厚 があ

と 私共も少なからず承知して な問 りたい」 としても懸命に努力して参 国 いわ お 11 政に反映できるよう、 る。 つ 題を抱えて ゆる医療技術者が様 L 貴重なご意見を今後 やるとおりであ 0) いることは コメント ŋ 党 Þ

国民に安全で安定した医 本歯科技工士連盟 0

った。



▲厚生関係団体委員会に強く要望を申し入れる中西会長



▲真剣に資料に見入る中西会長、杉井副理事長



い分 るところだ。 つかり から 言 を の支持 す 葉 で話 やす 玉 る。 民

は、 ネスト ンであ 彼 きるところ の評 クリ で ŋ 価 あ 才 張がっっ お た。

葉をかけ 終え降壇すると中西会長と 場所を移した 印 待して って下さ っちり握っ 象的であ 5 11 ま 代 れ 11 手 議士が挨拶を た懇親会場に に姿がたいへ **9から」と言** 中西さん。 「次は頑

自民党国会対策委員 中 直 セ

出

先生にもその

ことは十分認 代を担う中川

が高い。

次

され、 員長を囲むセミナーが開催 いて中川が より中西茂昭会長が出席し の東京全日空ホテルにお 十 Ė 月 本歯科は 秀直 干 九日、 自 民党国対委 技工士連盟 東京港 読む!」 師に迎え わ

テレビでお 郎氏を講 5 郎会長の 中から伊藤忠商事丹羽宇一 0) ーであるとの ン・オネスト・ビュー れた。 財界における交友関係の れ 7 いる 田原氏 今、 0) は、 企業に求め は、

ているが、 批判を受け いろいろな は出し、 言葉を引き合 クリ ・ティ

染みの

田原総

は、

で となる明 を見 るが、 変な国会になる」と話され 正草案も提起 齢社会にあり、 解を求めた上 集まるところ **元極める目** とし、行品 今は無駄な 年の 通常国会は大 を増やしてい を省という

-マで行 代を 員長として最長の在任期間 党五十年を迎えて、憲法改 とが必要で、 し、「役人は無駄を省くこ あ 0) 代議士は、 る 王 儒学者であり その後挨拶 陽 明 中 0) だから役人の か必要だ。立 で、「少子高 財政改革に理 言葉を引用 何が必要か 政治家でも 国対委 ||論しているのか、それとも 対象となるのか)が議論に ら知る術がない。●日本医 なっているのかは残念なが うな治療や検査、薬剤等が 師会が中心となり、混合診 個々の具体的内容(どのよ 合診療制度自体の是非を議 いると聞く。現段階で、混

識して欲し 11 に立った中川 と締めくく ばし激しい議論が行われて を対立軸として口角泡を飛

え、

新

時

と

いうテー

自

関し、 健康保険の確保等 険市場参入や公的 進会議と厚生労働 や安全性、民間保 省の間でサービス 改革・民間開放推 政府の規制 混合診療に

2005年は歯科技工士法制定ならびに 歯科技工士会創立 50 周年の年です

Commemorative Convention for the Semi-centennial Anniversary

of the Japan Dental Technologist Law and Inauguration of JDTA

Javan Dental Technologists Association (JDTA)

Date; Sunday, September 18, 2005

Venue: Tokyo International Forum

とではないのではないか。 択肢が広がることは悪 けておくよう再考をお

ていない状態にあり、従っ 十五の医療団体が参加して 度を守るために、国民医療 体的内容について把握でき 述したように混合診療の具 技工士会はこれに参加して 療を阻止し、国民皆保険制 いるが、今現在、日本歯科 推進協議会が設立され、三 メリットとなるのか、デメ いない。

その理由は、前 リットとなるのかを判断で てその制度が国民にとって

健康保険収載への道筋もつ が顕著なものであれば公的 本当なら疾病の治癒に効果 の問題もあろうが、それが 用がされないという。 医療技術はその後も保険適 うものである。
いったん 参加の可否を考えたいとい を慎重に行い、協議会への ずであるから、その見極め 対象行為等が公表されるは る。まもなく、混合診療の 混合診療で保険外となった に参加することは困難であ を含んで結成された協議会 めもつかないうちに、軽々 きる状況になく、その見極 したい。その上で患者の選 に混合診療を阻止する目的 財源